

定期監査報告書

第1 監査の対象及び期日

総務局（真備支所），議会事務局，選挙管理委員会事務局，保育園・認定こども園

【明細は別表のとおり】

第2 監査に当たった監査委員

竹内 道宏，長谷川 威，原 勲，原田 龍五

第3 監査の方法

今回の監査は，主として令和2年度に執行された事務のうち，収入，支出，契約等予算の執行及び財産の管理等について，その事務が法令等に従い適正に行われているかどうかを主眼に実施した。監査にあたっては，任意に関係書類を抽出して調査し，必要により関係職員から事情を聴取するとともに，前回の定期監査で検討，改善等を要望した事項が適正に処理されているかについても留意して実施した。また，行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

第4 監査の結果

監査の結果，事務処理については，おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが，次のとおり改善を要する事項が認められたので必要な措置を講じ，今後の事務処理に万全を期されたい。

なお，改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は，記述を省略した。

記

[真備支所市民課]

1. 行政財産の使用許可について

行政財産の目的外使用許可について，携帯電話基地局設置に係る使用料の算定方法に誤りがあり，過大な使用料を徴していたので，倉敷市行政財産使用料徴収条例等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。

2. 補助金について

補助金について、補助金額に影響がないものの、次の事項のとおり不備があり事務処理に適正を欠いているので、倉敷市財務規則等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。

(1) 環境衛生改善事業費補助金について、職員が申請書、工事完了届兼実績報告書及び請求書の金額及び日付を消せるボールペンで記入していた。

(2) 環境美化推進事業費補助金について、職員が実績報告書、請求書の内容誤りを修正した後にカラーコピーし、それらを基に補助金の額の確定及び補助金の支払いをしていた。

3. 墓地の使用許可について

墓地の新規使用許可について、事務処理に誤りがあったため、使用料及び管理料を過少に請求し、全納とならないままで使用を許可していたので、倉敷市財務規則等関係法令に従い、適正な事務処理をされたい。

別表

監査の対象	監査の期日	監査の対象	監査の期日
真備支所市民課	令和2年11月10日	水島保育園	令和2年11月9日
真備支所産業課	令和2年11月12日	赤崎保育園	令和2年11月4日
真備支所建設課	令和2年11月16日	田の口保育園	令和2年11月4日
議会総務課	令和2年11月9日	上の町保育園	令和2年11月12日
議事調査課	令和2年11月9日	稗田保育園	令和2年11月2日
選挙管理委員会事務局	令和2年11月2日	玉島保育園	令和2年11月13日
老松保育園	令和2年11月11日	まきびの里保育園	令和2年11月4日
豊洲保育園	令和2年11月2日	中洲認定こども園	令和2年11月11日
茶屋町保育園	令和2年11月2日	第五福田認定こども園	令和2年11月13日
大内保育園	令和2年11月11日	柳田認定こども園	令和2年11月2日
大内保育園万寿分園	令和2年11月11日	乙島東認定こども園	令和2年11月13日
第一福田保育園	令和2年11月9日	琴浦西認定こども園	令和2年11月12日